

令和7年度 第5回 大和郡山市放課後児童クラブ代表者会議

協議・決定事項

○開催日時

令和7年9月29日（月）9：00～

○開催場所

大和郡山市城址会館

○出席者

代表者会議委員 11名

事務局 2名

○協議・決定事項

2. 今年度の研修会について

- ・11月に開催予定のことも理解に関する研修会について報告を行った。前回の代表者会議で、一般社団法人奈良県臨床心理士会所属の臨床心理士 西澤 晴香氏に講師を依頼し、令和7年11月19日（水）9時30分から2時間程度で開催を予定している旨報告したが、各学童保育所宛ての案内文案が準備できたため委員各位にご確認いただいた。内容について特に問題がなかったため、10月中旬までに各学童保育所に配布することとした。

3. 放課後児童クラブの運営移行について

- ・放課後児童クラブの運営移行について意見交換を行った。前回の代表者会議にて情報共有を行った社会保険の加入等に関する事項についての現時点での各学童保育所での感触や今後の運営移行の方向性等について委員各位よりご意見をいただいた。現時点で学童保育所での社会保険の加入を希望されている職員は少数であるが引き続き検討を進めていくこととする。また、今後、運営移行を進めていくにあたり、サポートセンターと支援員の事務分担や保護者会の役割を明確にしていくべ

きという意見や、サポートセンター内の事務分担についても、支援員の給与計算事務については支援員自身が行うのではなく事務職員が中心となって行うべきという意見があった。給与計算事務については事務分担を見直すこととし、また、一部の支援員に事務が集中している学童保育所についてはその負担軽減についてもサポートセンターで取り組んでいくこととした。今後の統一的な運営に向けては、事務局としては、まずは支援員の処遇の部分を統一し、一体的な雇用体制を実現することにより安定的な支援員の雇用と配置を確保したいと考えている旨報告し、給与体系等の処遇について、引き続き現状の分析と統一案の検討を行っていくこととした。

4. 虐待の防止及び発生時の対応に関するガイドラインについて

・保育に関する多様な需要に対応するために必要な人材の確保及び事業の実施体制の整備を図るとともに、虐待を受けた子どもへの対応の強化を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和7年10月1日から施行されることとなり、虐待に関する通報義務等について学童保育所もその対象となるため、法改正やガイドラインの概要について事務局より説明を行った。また、トラブル等があった際の学童保育所側の責任の範囲等を明確にするため事前にどのような対応をしているかについて情報共有を行った。保険等に加入することに加え、入所時の誓約書や同意書等であらかじめ責任の範囲等を指定していることなどが確認できた。

5. その他

・各学童保育所の長期休暇中の昼食の注文先について情報共有を行った。今後の参考とするため情報共有したい旨委員から申出があったため行ったもの。

・次回の代表者会議について

令和7年10月22日（水）9：00～ 大和郡山市城址会館にて開催予定